

さいたま市告示第624号

道路の供用開始に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始するので告示する。

その関係図書は、告示の日より15日間、西区、北区、大宮区、見沼区及び岩槻区はさいたま市建設局北部建設事務所土木管理課において、中央区、桜区、浦和区、南区及び緑区はさいたま市建設局南部建設事務所土木管理課において一般の縦覧に供する。

令和8年4月1日

さいたま市長 清水 勇 人

- 1 道路の種類 県道及び市道
- 2 供用開始の区間 別冊調書のとおり（別紙省略）
- 3 供用開始の期日 別冊調書のとおり（別紙省略）